

伊那市木材利用推進方針

1 目的

この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第9条第1項の規定に基づき、県が定めた長野県内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針に即して、市が整備する公共建築物及び市が行う公共工事等において、積極的に地域材（伊那市内または長野県内で素材生産された木材。以下同じ。）の利用を促進するため、必要な事項を定めるものとする。

2 公共建築物の整備における地域材利用の推進

(1) 施設の木造化の推進

市が整備する公共建築物については、関係法令、コスト等の制約を受ける場合を除き、可能な限り木造化（主要な構造部材に地域材を使用すること。以下同じ。）とする。

(2) 施設の木質化の推進

市が整備する公共建築物については、可能な限り木質化（主要な構造部材以外の仕上げ材等に地域材を使用すること。以下同じ。）とする。

(3) 家具、備品、調度品等の木質化の推進

市が公共施設等に導入する家具、備品、調度品等は、可能な限り地域材製品とする。

(4) 環境への配慮

市が整備する公共施設等における地域材の使用に当たっては、接着剤及び塗料等について、環境に配慮するものとする。

3 公共土木工事等における木材利用の推進

市が行う公共土木工事等においては、関係法令、構造、設置場所、コスト、緊急性を要する場合等の制約を受ける場合を除き、設計図書に間伐材等の使用を明記することにより、公共土木工事等における地域材の利用に積極的に取り組むものとする。

4 地域材利用の推進

(1) 前2項の規定により市が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等において使用する木材は、関係法令、コスト等の制約を受ける場合を除き、可能な限り地域材とする。

(2) 前号の規定による地域材の使用にあたっては、可能な限り信州木材認証製品センターの信州木材認証製品又は同等以上の品質、規格、性能を有するもの及び新たに開発された木質部材等の使用に努めるものとする。

附 則

この方針は、平成24年2月1日から施行する。

変更 平成30年10月1日